

フリーランス法と契約方法の見直し（包括的契約関係）について

実施時期：令和7年4月1日

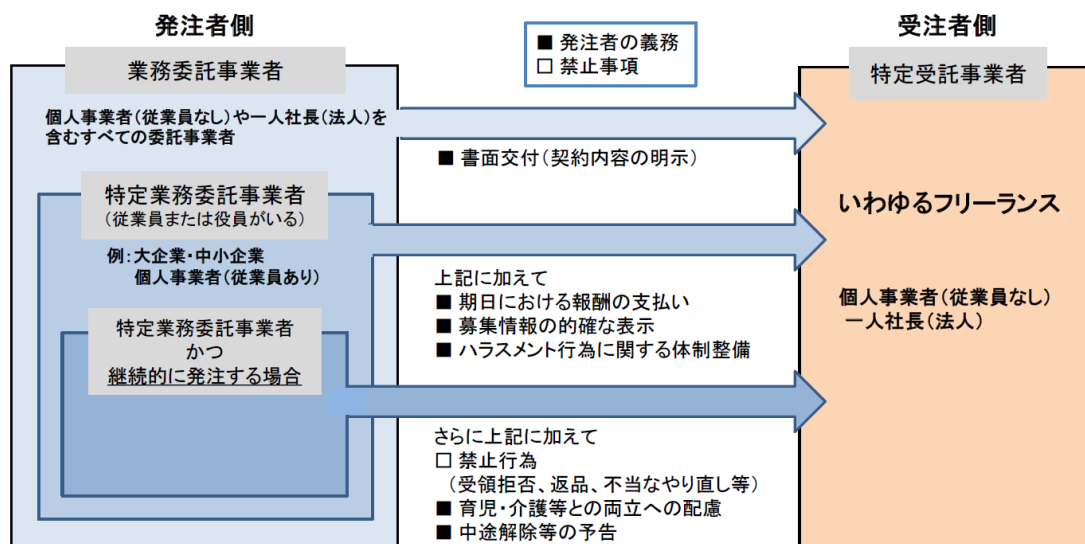
公益社団法人
菊池市シルバー人材センター

1. フリーランス法とは

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス法」）が令和6年11月1日に施行されました（令和5年5月12日公布）。

この法律の趣旨は、働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図るものです。

2. フリーランス新法における規制の概要



■ 特定業務委託事業者

フリーランスに業務委託する事業者であって、従業員を使用するもの
⇒ (現行) シルバー人材センター (契約方法見直し後) 発注事業者

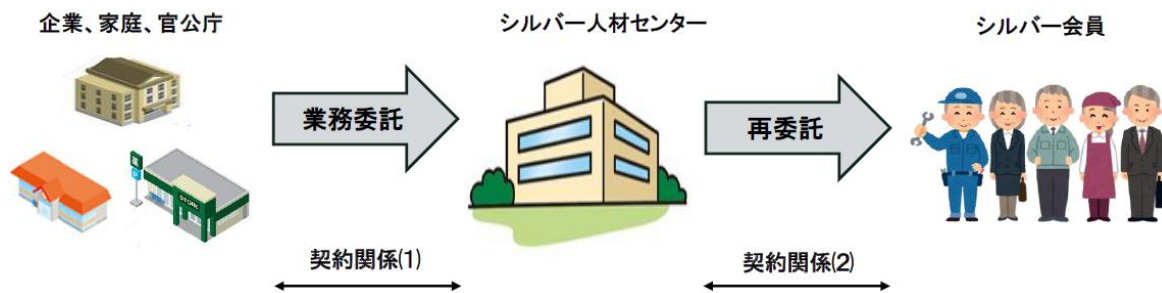
■ 特定受託事業者

発注事業者が業務委託する相手方であって、従業員を使用しないもの
⇒ シルバー会員 (フリーランス)

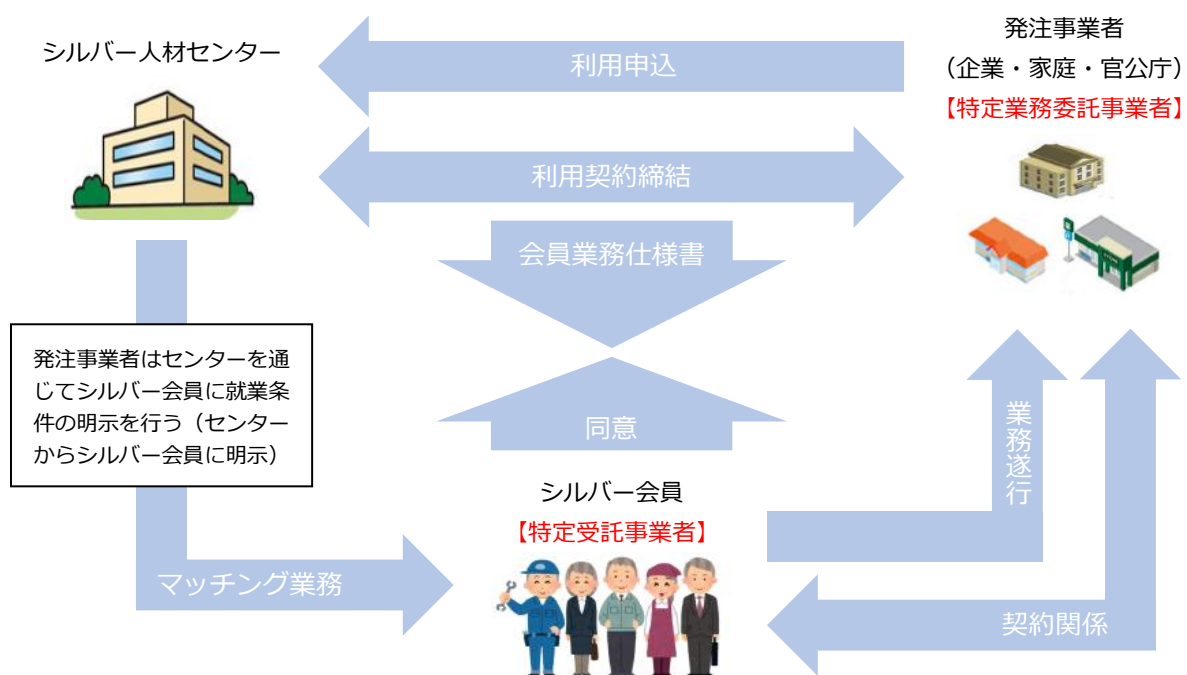
3. なぜフリーランス法と契約方法の見直しが関連するのか

現行のシルバー人材センターの契約は「発注者⇔センター」「センター⇔シルバー会員」の2段階であり、現行の契約方法では発注事業者と会員との間に直接的な関係が生じることはありません。このことから、フリーランス法の趣旨とシルバー会員が安全・安心して業務に従事できる環境を確保する必要があると判断し、発注事業者から会員に対して直接業務委託が行われる形式となるよう令和7年4月1日より契約方法を見直すものです。

■ 現行の契約方法



■ 新契約方法（包括的契約関係）



現行の請負・委任形態による契約については、発注者はシルバー人材センターに対し業務一式を業務委託していましたが、今後はセンターを通じてシルバー会員のマッチングをすること等のルールをまとめた「センター利用規約(H P掲載)」と、会員に示す就業条件等の書類作成およびシルバー会員がセンターを通じて業務委託料を請求する代理請求等のルールをまとめた「会員業務就業規約」への同意を経て「センターに対するマッチング等の業務委託」と「会員に対する業務委託」の2種類で発注・契約する形となります。

一方、シルバー会員においても、就業条件をセンターと発注事業者間で定めること等のルールをまとめた「会員業務就業規約」に同意したうえで、就業条件（会員業務仕様書）に同意することで3者の包括的な契約関係の中で、発注事業者とシルバー会員間の業務委託契約が成立する仕組みとなります。ただし、契約当事者はあくまでもセンターと発注事業者であり、発注事業者とシルバー会員とが直接契約を交わすものではありません。

4. 新契約方法における発注から請求までの流れ

変更後	
発注依頼	現行と変更ありません。今までどおりご依頼ください。 発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。
【新】 センター利用契約 の締結	手続きは現行と変更ありません。 変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約 内容となります。
【新】 会員への就業条 件の明示と業務 委託契約の成立	センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 センターが「会員業務仕様書」を作成し、会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委 託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の請求	事務手続きの流れはこれまでと同じです。 「センター業務委託料」と「会員業務委託料」に分かれた内訳の請 求書となり、センターがまとめて請求します。
【新】 適格請求書の発行	「センター業務委託料」に係る適格請求書を発行します。 「会員業務委託料」に係る適格請求書は発行できません。

5. 新契約方法（包括的契約関係）に移行できないもの

■センター自身が許可を受けて行っている業務（屑処理作業）

センター自身が「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けて行う業務であり、許可を受けていないシルバー会員との直接的な契約関係とする新契約方法へは移行ができません。

【例】剪定作業・屑処理作業を行った場合

- ① 剪定作業・屑片付け作業（運搬を含まない） ⇒ 新契約方法（包括的契約関係）
- ② 屑処理作業（運搬にかかる分） ⇒ 現行の契約方法（2段階契約）

このようなことから、屑処理作業が含まれた業務の場合は、新契約方法と現行の契約方法の2本立てとなります。

■介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

菊池市からの委託事業として行っている新総合事業については、シルバー会員が業務を遂行するということを前提に、センターがサービスの事業主体として菊池市から認められて実施しているものなので、シルバー会員との直接的な契約関係とする新契約方法へは移行ができません。

したがって、上記2業務については現行の契約方法（「発注事業者」⇔「センター」、
「センター」⇔「シルバー会員」の2段階契約方法）により業務を行います。

6. 料金の一部について消費税の課税関係が変わります

■現行の契約方法の場合

発注事業者とセンター間の取引においては、センターが課税事業者であることから「センター業務委託料」と「会員業務委託料」共にインボイスの発行ができるので、発注事業者は料金すべてに対し仕入税額控除を受け正しい消費税額を納税することができます。

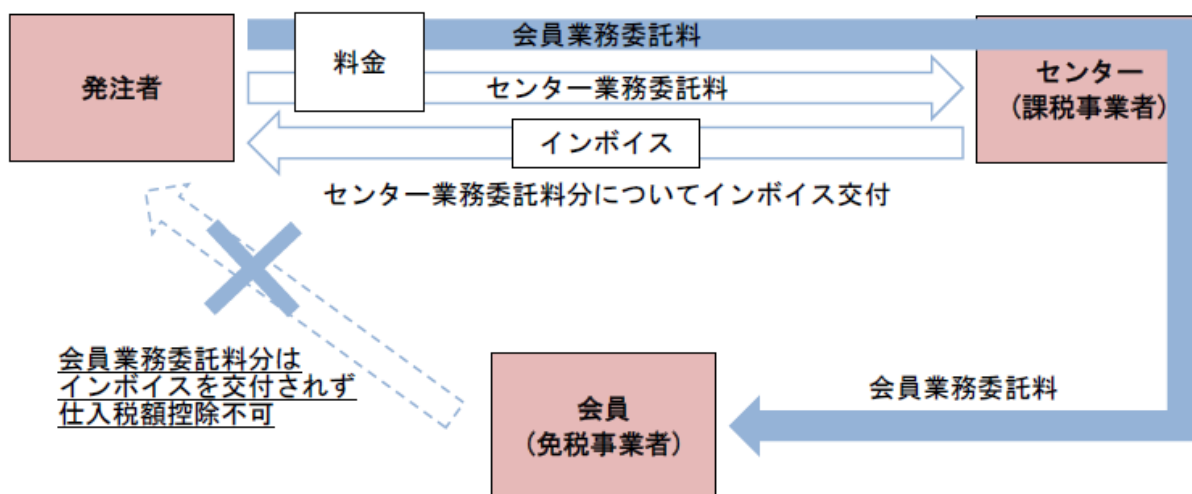
次に、センターとシルバー会員間の取引においては、センターが発注事業者から一旦受け取った会員業務委託料をそのままシルバー会員に支払いますが、シルバー会員のほとんどが年間課税売上高 1,000 万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができず「会員業務委託料」に含まれる消費税相当額は、センターが自前の財源で納税しております。

■新契約方法（包括的契約関係）の場合

発注事業者とセンター間の取引における「センター業務委託料」については、センターがインボイスを発行することができます。

しかし「会員業務委託料」については、発注事業者とシルバー会員間に契約関係が生じることから、センターを経由するものの発注事業者がシルバー会員に対して支払う形となり、本来であればシルバー会員がインボイスを交付する立場になりますが「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

この結果、発注事業者は仕入税額控除を受けることができず「会員業務委託料」に含まれる消費税相当額の税負担が新たに発生することになります。



■新契約方法により消費税納税面で影響を受ける発注事業者

一般家庭など事業者ではない発注者 (もともと消費税の申告納付を行っていない)		○ 影響なし
民間	年間課税売上高5,000万円以下で、かつ簡易課税制度を選択 (簡易な計算方法で消費税の申告納付を行うためインボイス不要)	○ 影響なし
	上記以外の民間企業	× 影響あり
公共	一般会計で租税を原資として行われる仕事 (租税は対価性のない収入として、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす特例が適用される)	○ 影響なし
	特別会計で利用料金等を原資として行われる仕事	× 影響あり

7. 請求書の発行と内訳

新契約移行後、センターが発注事業者からいただく料金は下記の2つで構成されることとなります。このため、請求書の様式も内訳が「適格請求書分」と「非適格請求書分」に分かれた内容のものへ変更となります。

また「会員業務委託料」については、センターを経由する形で発注事業者がシルバー会員に対して支払います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 適格請求書分・・・センター業務委託料（事務費、センター材料費） ② 非適格請求書分・・・会員業務委託料（配分金） |
|---|

8. 随意契約が「可能」な理由（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）

現行では2段階の契約を経て、実際には菊池市と直接的に契約関係のないシルバー会員が業務を遂行しておりますが、これはシルバー会員が業務遂行することを前提に随意契約できております。

一方、新契約ではフリーランス法の趣旨を踏まえ、発注事業者である菊池市とシルバー会員間に直接の契約関係が生じるように見直すものですが、菊池市とシルバー会員が業務委託契約を取り交わすのではなく、菊池市とセンターとの間で交わす「シルバー人材センター利用契約書」を通して業務委託が成立する仕組みとなっており、現契約方法同様にシルバー会員が業務遂行することを前提に、センターを相手方に利用契約が締結されるものです。

したがって、新契約方法においても「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」が随意契約の理由となるものと判断されております。